

令和 4 年 9 月 14 日
北海道管区行政評価局**母子父子寡婦福祉資金の貸付申請時において、児童に対し償還意思の
確認等を行うことの要否等**

—行政苦情救済推進会議の意見を踏まえた参考連絡—

北海道管区行政評価局は、次の行政相談を受け、実情を調査するとともに、行政苦情救済推進会議（座長：原田 伸一）に諮り、本日付けで、同会議の主な意見について、北海道、札幌市、函館市及び旭川市に参考連絡しました。

【端緒となった行政相談の要旨】

母子福祉資金（修学資金及び就学支度資金）の貸付けを申請する際、担当職員から、面談又は電話により、連帯債務を負担する借主となっている子に対し、償還意思の確認等を行う必要があると言われたため、やむを得ず面談等に応じたところ、子に嫌な思いをさせる結果となった。

貸付申請時において、子に対する償還意思の確認等を行わないでほしい。

制 度 の 概 要

- 都道府県、指定都市及び中核市は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）の規定に基づき、配偶者のない女子又は配偶者のない男子であって現に児童（20歳未満）を扶養しているもの等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉を増進することを目的として、母子父子寡婦福祉資金を貸し付けることができる。
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付け等に係る事務については、都道府県、指定都市及び中核市が実施するものとされ、北海道内においては北海道各（総合）振興局、札幌市（指定都市）、函館市及び旭川市（中核市）が実施している。
- 母子父子寡婦福祉資金は、事業の開始や継続に必要な資金、扶養している児童の修学に必要な資金等12種類の資金が設けられている。

このうち4種類の資金（修学資金、修業資金、就職支度資金及び就学支度資金）の貸付けについては、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号。以下「施行令」という。）第9条第3項の規定に基づき、当該資金の貸付けにより入学、修学、就職等をする児童が、連帯債務を負担する借主（以下「連帯借主」という。）として加わらなければならない。
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付けを受ける際の手続（面談の実施の有無を含む。）は、施行令第23条等の規定に基づき、都道府県知事（指定都市及び中核市における申請手続については、当該指定都市等の長。）が定めることとされている。

一方、厚生労働省は、「母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金の運用について」（令和3年1月22日付け子家発0122第3号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）により、

各都道府県等に対して、貸付金の申請手続について、「貸付を必要とするひとり親家庭等に対し、迅速な貸付が行われるよう、面談回数の縮小や、添付書類の省略等、可能な限り手続きの簡素化等に配慮いただくようお願いする」としている。

なお、法及び施行令において、貸付けに当たっての児童に対する面談（償還意思の確認等）についての定め（実施の義務付け等）はない。

当 局 の 調 査 結 果

○ 児童に対する償還意思の確認等の実施状況

母子父子寡婦福祉資金の貸付申請時における児童に対する償還意思の確認等の実施状況について、関係機関に照会したところ、次のとおり、北海道は中学生以下、旭川市は小学生以下の児童に対する貸付け側による償還意思の確認等を原則として不要としているが、札幌市及び函館市は児童の年齢にかかわらず面談による償還意思の確認等を実施することとしているなど、取扱いが異なっている状況がみられた。

① 北海道

北海道は、原則として連帯借主とも面談を行い、貸付金の趣旨や連帯借主の償還義務を十分説明し、償還意思を確認することとしている。

ただし、北海道は、令和4年6月6日付けで、「北海道母子・父子・寡婦福祉資金貸付事務取扱要領」を改正し、中学生以下の児童に対しては、必ずしも面接調査による意思確認を行う必要はなく、保護者等から当該児童に対して説明するよう指導する取扱いに変更している。

② 札幌市

札幌市は、「札幌市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事務取扱要領」（令和元年9月13日）において、「子に係る資金（修学・修業・就学支度・就職支度）の場合は、自身の修学又は就職につき、貸付制度を利用すること及び自身も連帯借主となり、法的に返還の義務を負うことなどを十分認識させた上で、償還についての明確な意思を確認すること。」としており、連帯借主が児童の場合についても面談を実施することとしている。

③ 函館市

函館市は、「函館市母子福祉資金等貸付事務実施要領」（令和2年10月1日）において、「市長は、母子福祉資金等貸付申請書を受理したときは、速やかに所要事項について面接調査または必要に応じて実地調査を行う。」こととしており、児童が連帯借主となる修学資金等については、貸付申請時に、保護者及び児童が同席で面談を実施することとしている。

④ 旭川市

旭川市は、児童が連帯借主となる場合、当該児童に対し、借入に係る認識を確認するとともに、貸付金の償還義務が生じる旨を伝える必要があるため、原則として面談を実施しているが、児童が小学生以下の場合、職員から説明を受けることにより、児童に精神的な負担が生じないようにするため、償還意思の確認等の対象外としている。

なお、旭川市は、申請者に交付している貸付金のしおりに、児童が連帯借主となることから、児童とよく話し合っ貸付けを受けるよう記載している。

行政苦情救済推進会議の主な意見

- ① 法令において、児童が連帯借主となることが求められていることを踏まえると、母子父子寡婦福祉資金の貸付申請時において、当該児童に対する償還意思の確認は、原則として必要と考えられる。
- ② 一方、本件申出のように、児童に対する償還意思の確認等によって、家庭の経済状況というデリケートな問題を明らかにすることにより生じ得る児童への精神的な負担等を考慮すると、償還意思の確認等の方法については、児童の年齢又は学年に応じた対応を行う余地があるのではないかと。
- ③ 償還の意味について直ちに理解することが難しいと考えられる低年齢の児童に対しては、必ずしも貸付け側による償還意思の確認等を行う必要はないのではないかと。
- ④ 北海道は、連帯借主となる児童が小学生又は中学生であるときは、必ずしも貸付け側による償還意思の確認を行わず、借主（保護者等）から児童に対して説明するよう促すこととしているが、こうした取扱い他自治体において参考となるのではないかと。
- ⑤ 貸付け側による償還意思の確認等を不要とする場合の児童の年齢等の範囲については、例えば、i) 義務教育の段階にある中学3年生以下、ii) 民法上、遺言など一定の行為が可能となる意思能力が備わっていない15歳未満、iii) 未成年である18歳未満、とすることなどが考えられるのではないかと。

【行政苦情救済推進会議とは】

■ 行政苦情救済推進会議は、総務省に寄せられた行政に関する苦情のうち、判断の難しい問題や地域の重要な問題等の改善方策等について、高い識見を有する公平な第三者による意見を反映させることにより、国民的立場に立って問題の的確かつ効果的な改善を推進することを目的として、総務省本省及び全国11か所の管区行政評価局・行政評価事務所で開催

■ 北海道管区行政評価局では、昭和56年8月から開催

〔行政苦情救済推進会議の構成員〕

座 長 原 田 伸 一（元北海道新聞社常務取締役）
神 谷 章 生（札幌学院大学法学部教授）
西 田 史 明（札幌商工会議所理事・事務局長）
星 政 良（北海道行政相談委員連合協議会会長）
成 田 教 子（弁護士）
須 田 浩（北海道放送株式会社常勤監査役）
柿崎多佳子（北海道女性団体連絡協議会会長）

まぐみみ北海道



行政相談マスコット
キーン

総務省行政相談センター

（問合せ先）

総務省 北海道管区行政評価局
総務行政相談部 首席行政相談官室 間、川本

電 話：011-709-1803（直通）

FAX：011-709-1842

E-mail：hkd32@soumu.go.jp